

那覇市 HACCP 制度実施検証事業に関する実施要領

令和4年 10 月3日策定

令和5年5月 31 日改訂

令和7年 5月 1日改訂

1. 目的

本要領は、市内の食品等事業者に対する HACCP による衛生管理制度を自立的に継続して実践する意欲を高めるための支援として、実施状況を検証することにより、食品の安全性の向上を目的とする。

2. 事業内容

(1)「那覇市 HACCP 制度確認店」について、以下のとおり定めるものとする。

- ・「那覇市 HACCP 制度確認店」とは、食品等事業者からの申請により、次の条件を満たす場合は、「那覇市 HACCP 制度確認店」として登録し、確認証を発行する。また、1 年ごとに HACCP に沿った衛生管理の定着状況を確認する。(最長 3 年間)
- ・審査手順は別紙1「那覇市 HACCP 制度確認実施方法」、審査方法は別紙2「那覇市 HACCP 制度実施検証事業チェック表」、確認証は別紙3「那覇市 HACCP 制度確認証」のとおりとする。
- ・当該確認店の条件
 - ①「那覇市 HACCP 制度実施検証事業 チェック表」にて、合計 16 点以上かつ各項目で 0 点がないこと
 - ②食品衛生責任者を設置していること
 - ③衛生管理計画(一般衛生管理および重要管理(HACCP 管理))の計画を作成し、従業員への周知を図っていること
 - ④衛生管理の実施状況を記録し、定期的に振り返りを行い、必要に応じて改善していること
※厚労省「HACCP に沿った衛生管理の制度化」実施内容に基づく
 - ⑤HACCP に沿った衛生管理に基づき実施する記録について、営業日の 75%以上の記録がなされていること
※上記の記録については、記録の目的(実施項目の管理目的)を満たすものであれば、自社の記録簿やエクセル等のデジタル記録でも差し支えない。但し、その場合は改ざん防止・翌日を超えるような事後記入の防止措置がなされていること

(2)「那覇市 HACCP 制度確認店」に登録している施設の支援

市ホームページ等で事業内容や登録している施設情報を公開し、周知を行う。

那覇市 HACCP 制度確認実施方法

①事業者からの申請

申請者は、申請書に必要事項を記入後、那覇市保健所生活衛生課（以下、「生活衛生課」とする）へ提出する。



②確認審査を依頼

生活衛生課は、申請書を受理後、一般社団法人沖縄県食品衛生協会（以下、「食協」とする）に対して、確認審査を依頼する。



③現場確認

食協は、依頼された申請に係る対応として、担当者より申請者あて連絡し、施設の立入等を行い衛生管理の実施状況及び記録を確認する。



④調査内容報告・保健所確認

食協は、生活衛生課に調査内容等を報告し、報告を受けた生活衛生課は、実施状況を検証した施設の申請内容について、改めて確認を行う。



⑤確認証交付

食協は、生活衛生課の確認後、当該申請者あて確認証を交付（郵送）する。



⑥施設情報公開

生活衛生課は、検証した施設を登録するとともに那覇市保健所ホームページにおいて公表する。



⑦定着状況確認 ※2、3 年目

食協は、1 年ごとに HACCP に沿った衛生管理の定着状況を確認する（最長 3 年間）